

衆議院 第二百一十回国会 決算行政監視委員会第二分科会議録(総務省、財務省、文部科学省、防衛省所管) 第一号

本分科会は令和五年四月十日(月曜日)委員会において、設置することに決した。

四月二十一日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

江崎 鐵磨君 大野敬太郎君
高木 宏壽君 葉梨 康弘君
村上誠一郎君 森 英介君
江田 憲司君 松原 仁君
金村 龍那君 榊 万里君
四月二十一日
大野敬太郎君が委員長の指名で、主査に選任された。

令和五年四月二十四日(月曜日)

午前九時開議

出席分科員

主査 大野敬太郎君
奥野 信亮君 高木 宏壽君
葉梨 康弘君 村上誠一郎君
森 英介君 阿部 知子君
江田 憲司君 大島 敦君
長妻 昭君 松原 仁君
金村 龍那君 榊 万里君
兼務 城井 崇君 兼務 笠 浩史君
兼務 足立 康史君 兼務 遠藤 良太君
兼務 高橋 英明君 兼務 山崎 正恭君
総務大臣 松本 剛明君
財務大臣 鈴木 俊一君
文部科学大臣 永岡 桂子君
防衛大臣 浜田 靖一君
内閣府副大臣 藤丸 敏君
財務副大臣 井上 貴博君

第一類第十五号(附属の二)

決算行政監視委員会第二分科会議録(総務省、財務省、文部科学省及び防衛省所管)第一号 令和五年四月二十四日

Table with 3 columns: Position (e.g., 会計検査院事務総局事務総長), Name (e.g., 山崎 健君), and Affiliation (e.g., 政府参考人).

Table with 3 columns: Position (e.g., 政府参考人), Name (e.g., 千原 由幸君), and Affiliation (e.g., 文部科学省研究開発局長).

同日
第一分科員城井崇君、笠浩史君、足立康史君、山崎正恭君、第三分科員遠藤良太君及び高橋英明君が本分科兼務となった。
本日の会議に付した案件
平成三十年度一般会計歳入歳出決算
平成三十年度特別会計歳入歳出決算
平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書
平成三十年度政府関係機関決算書
平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書
令和元年度一般会計歳入歳出決算
令和元年度特別会計歳入歳出決算
令和元年度国税収納金整理資金受払計算書
令和元年度政府関係機関決算書
令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
(総務省、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、文部科学省及び防衛省所管)

○大野主査 これより決算行政監視委員会第二分科会を開会いたします。私が本分科会の主査を務めることになりました大野敬太郎でございます。どうぞよろしくお願いたします。本分科会は、総務省所管、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、文部科学省所管及び防衛省所管について審査を行います。なお、各省庁の審査に当たっては、その冒頭に決算概要説明、会計検査院の検査概要説明及び会計検査院の指摘に基づき講じた措置についての説

チェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたものであります。

以上をもって概要の説明を終わります。

○大野主査 たいまの会計検査院の指摘に基づき講じた措置について説明を聴取いたします。永岡文部科学大臣。

○永岡国務大臣 平成三十年度及び令和元年度予算の執行に当たりましては、予算の効率的な使用と経理事務の厳正な処理に努力したところであります。平成三十年度及び令和元年度決算検査報告において会計検査院から御指摘を受けましたことは、誠に遺憾に存じます。

御指摘を受けました事項につきましては、適切な措置を講ずるとともに、この種の事例の発生を未然に防止するため、より一層指導監督の徹底を図ったところであります。

○大野主査 この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしております決算概要説明等のうち、たいま説明を聴取した部分を除き、詳細な説明は、これを省略し、本日の会議録に掲載したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○大野主査 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔決算概要説明等は本号末尾に掲載〕

○大野主査 以上をもちまして文部科学省所管についての説明は終わりました。

○大野主査 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。大島敦君。

○大島分科員 お願いいたします。大島です。当分科会で、昨年は、研究開発費及び研究開発についての予算をしっかりと増額してくれというお話をさせていただいています。国の理化学研究所あるいは物質材料研究所、今

回、経産委員会なんですけれども、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案、いわゆるGX法案、あるいは、脱炭素社会の実現に向けた電力供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案等を審議するに当たって、文科省の皆さんにお世話になりました。

昨年は量子科学技術研究開発機構の那珂研究所は二回ほど、そして六ヶ所研究所は一月に訪問させていただいて、核融合炉について研究者の皆さんと意見交換をさせていただきました。また、日本原子力研究開発機構大洗研究所では、高温ガス炉及び高速炉「常陽」、研究開発について視察をさせていただいて、研究者の皆さんとこども意見交換をさせていただきました。

私は、研究開発に当たっては高温ガス炉も高速炉も進めるべきだと考えておりまして、もちろん、審議する中で、やはり使用済核燃料については、自然に存在するウラン鉱石程度の放射線レベルまで下がるまでに十万年とか聞くと、結構これは大変なことだと思っております。文科省の研究の中だと、この十万年を八千年あるいは三千年まで低減する研究をされているやに伺っております。その点について、まず冒頭、何点か質問させていただきます。

これまでも、経済産業委員会では、先ほどの二法案、法律を審議するに当たって文科省から政府参考人として来ていただいております。改めて、その点について、手短かに御答弁をお願いいたします。

軽水炉の使用済燃料を直接処分した場合、どのくらいの期間で天然ウランと同程度の有害度になるかについての御説明をお願いします。

○千原政府参考人 お答え申し上げます。平成十七年に策定されました原子力政策大綱におきましては、各放射線核種の人体への影響を重みつけた指標であります潜在的有害度を算出しております。この中では、軽水炉の使用済燃料を直接処分する場合、その潜在的有害度が天然ウランと同程度まで低減する期間については約十万年

との試算がなされていると承知しております。

○大島分科員 続きまして、その十万年なんですけれども、軽水炉の使用済燃料を直接処分した場合、天然ウランと同程度の有害度になるまで十一年かかるとのことですけれども、どの物質が十一年に起因しているのか、御答弁をお願いします。

○千原政府参考人 お答え申し上げます。約十万年経過時の潜在的有害度の観点から申し上げれば、使用済燃料中のプルトニウム239が影響するところが最も大きいと承知しております。

○大島分科員 私、一九八一年に鉄鋼会社に入ったときの一番最初の仕事で、高速増殖炉「常陽」とか「もんじゅ」に使われている核燃料棒を束ねるシームレスのステンレスの六角管の工程管理から新入社員教育を始めまして、四十年ぐらい前なんですけれども、当時から「常陽」とか「もんじゅ」というのが頭の中に残っております。

この高速増殖炉、研究者の皆さんとお話していると、ナトリウム冷却というのは結構難しいんですけど、高速増殖炉の使用済核燃料が天然ウランの放射線量に減衰する期間を詳しく説明してほしいと思えます。再処理してプルトニウムとウランを分離した後、例えばガラス固化体にしたとして、その放射線量の減衰について説明してください。

○千原政府参考人 お答え申し上げます。軽水炉の使用済燃料は、先ほど御答弁させていただきましたとおり、直接処分する場合には約十万年と試算されているところですが、軽水炉再処理の場合は、使用済燃料から燃え残ったウランとプルトニウムを回収することによりまして、高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体でございまして、高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体でございまして、潜在的有害度が低減するまでの期間は約八千年と試算されてございます。

そして、先生御指摘の高速炉再処理の場合には、ウランとプルトニウムに加えてマイナーアクチナイドを回収し、これらを燃料として高速炉で燃やすことを想定しております。これらを

取り除くことによつて、高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体の潜在的有害度が低減されるまでの期間は約三百年になるとの試算が出されております。

○大島分科員 十万年という単位は結構長い期間で、十一年前の日本というのは大陸と地続きで、日本海が池になっているような十一年でして、ですから、地方自治体の皆さんに最終処分をもしもお願いするのであれば、十一年というよりも、八千年あるいは三百年ぐらいまで圧縮しないと、なかなか説明するのがハードルが高いのかなと思っております。

高速増殖炉の場合には三百年という話がありました。現在、試験研究炉も含めて、高速増殖炉が稼働している国はあるのか。稼働していれば、その状況についてお知らせください。

○千原政府参考人 お答え申し上げます。国際的な高速炉の運用状況につきましては、我が国の実験炉「常陽」に加えまして、ロシア、中国、インドでそれぞれ実験炉が一基ずつ運用されておりまして、ロシアでは原型炉と実証炉が一基ずつ運用されているものと承知しております。また、商用炉につきましては、国内外を含め運用された実績はありませんが、ロシア、中国及びインドにおいて計画中のものと承知しております。

○大島分科員 局長、ありがとうございます。高速増殖炉、ここで三百年まで圧縮するのは、まだ技術的なハードルは高いかと思えます。一つは、高速炉を用い、ガラス固化体にするということ、これも一月に六ヶ所所の核燃サイクルも視察をさせていただいて、特に、硝酸で溶かした後、どうやって核種を分けていくのかというところが結構難しい技術なのかなと。まだ確立はしていないかと思えます。

ですから、こういう技術もしっかり、核種を分ける、核の様々な核種があるそうなので、それを分けること、そして、分けた後に、文科省としては二つ、核種を分けるという技術開発と、もう



技術の創造性を超えては私は発展しないと思っ  
ているんです。

これまで、理化学研究所、和光あるいは横浜、  
あるいはSpringer、ここ二十年ぐらいの間に  
様々訪問させていただいて、研究者の方は一言も  
弱音は吐きません。予算が欲しいとも言いま  
せん。ただ、見ていると本当にかわいそうな感じが  
します。もう少し研究者の処遇を上げてあげない  
と、なかなか外国からも研究者が日本に集わな  
いで、理化学研究所みたいに学際的なところ  
は、お互いに刺激し合いながら、次の研究テー  
マだと思っんです。

それで、文科省ではないんですけれども、内閣  
府が所管している沖縄大学院大学について、研究  
実績が上がっているという話と、あと、理事長の  
給与、具体的に幾らかというのにはちよつと品がな  
いから、そういう質問はしなくて、大体こんな程  
度ですよという御答弁をお願いします。

○望月(明)政府参事 答弁申し上げます。

まず、沖縄科学技術大学、OISTでございます  
すけれども、こちらの方の研究実績でございます  
が、質の高い論文数割合のランキング、こちらに  
おきまして日本の研究機関でトップ、世界の中  
では第九位というふうな評価を得ております。ま  
た、昨年、スバンテ・ペーボ教授がノーベル生理  
学・医学賞を受賞したというふうなところでござ  
います。

また、給与水準につきましては、国際的な処遇  
ということも、水準も考えまして、七千万から大  
体六千万ぐらいの、そういう形で処遇させていた  
だいております。それを大学の方でしっかりと  
実績を見ながら判断できるようにしているという  
ところでございます。

○大島分科員

沖縄大学院大学は、二〇〇九年、  
担当の副大臣をさせていただいて、その前に  
文科大臣であった有馬朗人先生から、沖縄大学院  
大学はしっかりと頼むよと言われていたものでは  
すから。

有馬朗人先生が考えていらつしやつたのは、や

はり世界中から、ノーベル賞を受賞された方、あ  
るいは受賞されるぐらい素晴らしい研究成果があ  
る方を学長としてお招きをして、自由に研究開発  
をさせてあげたいということで、私、副大臣のと  
きに先ほどの給与の件を頼まれて、何か上限  
を外したいと言われたものですから、いいよと  
いひ民主党政権だけれども、大島はいいよと言  
ひまして、それで今、学長の給与、世界中からす  
ばらしい方を御招聘いただければ、それは集う研究  
者もある程度、研究者もすばしくなつて、そし  
て、縛りなく予算が使えらる、いい研究成果が出  
るかなと思つております。

ですから、私、理化学研究所なり物質材料研究  
所、先ほどの原子力研究開発機構及び量子科学技  
術研究開発機構等の理事長は、今までだと事務次  
官縛りがあると思つて、事務次官の給与より  
も、同じくらいか若干下じゃないといけないと  
いう縛りがあった。やはり今後は、独立行政法人  
については、ジョブサイズに応じて給与を払う時  
代に。JAXAもそうですよね。あれだけ巨大な  
機関が、なかなか、民間から来る給与がぐつ  
と下がつてしまつて、理事長職を、国のためにと  
いう尊い気持ちで皆さん行つていて、その気持ち  
も大切だと思う。

ですから、たくさん上げるといわけじゃない  
んですけれども、研究開発をされている理事長の  
職務、あるいは研究開発している人たちの処遇、  
そして、外国から来るときも、前に聞いたのは、  
派遣労働と同じように一年更新なので、五年間コ  
ミットメントできないから外国からの研究者がい  
らつしやれないとか、なかなか、処遇の問題が国  
際標準に追いついていないかもしれないんです。

ですから、文科大臣、これから概算要求の要望  
の時期です。よく研究開発の部局に聞いてい  
ただいて、他国の。今、多分、後押しする世論が  
あると思つて、ここまでは日本の研究開発力  
が衰退して、私、十年ぐらいかかると思つ  
たんです。産業界出身なので、本当に衰退してい  
ますから、ですから、ここでしっかりと予算を、国

の研究の皆さんに。

この予算は生きる予算でして、例えば、先ほど  
のSpringer、これは兵庫庫まで、大分前  
でなくても視察させていただいたときに、当時  
は、世界で一番微細なものが見える巨大な顕微鏡  
でして、それを使つて様々な民間企業の技術革新  
ができています。ですから、国のやるべき仕事  
は、ベンチャー投資ではなくて、やはり民間が持  
てない計測装置をしっかりと持つとか、あるいは三  
十年後とか二十年後を見据えた長期間の運営費交  
付金をしっかりと大学、研究所に交付するとか、一  
回大きくかじを切るべきだと思つてい  
るんです、国は。

でも、成果が出るまでに十年はかかります、ミ  
ニマム。非常に厳しいです、これから。やはり日  
本の産業界も、合理化しなかつたものですか  
ら。合理化しなかつたので、中央研究所が、  
昔は中央研究所の所長は常務で入つていたのが、  
もう平取にも入らなくなつて、そのうち合理化さ  
れちゃつて。ですから、ポストドクが余るのは当た  
り前なんです、民間が採らないから。

だから、やはり研究開発を国として主導してい  
くことが必要かなと思つてますから、まずは、  
我が国の研究力向上のためにも、国立研究開発法  
人の、報酬を上げるというのにはちよつと露骨なの  
で、理事長の報酬、様々な処遇の見直しをしなが  
ら、皆さんが好きなだけ研究できるような環境を  
整えていただきたいと思つて、すけれども、文  
科大臣の御所見をお願いします。

○永岡国務大臣 大島委員には、本当に日本の国  
の科学技術の向上に腐心されているということ  
を、大変私もうれしく思います。また、それぞ  
れの国の開発法人の理事長の所得につきましても  
御心配をいただいております。感謝を申し上げます。

文部科学省の所管の八法人につきましては、令  
和四年度の第二次補正予算におきまして五千八十  
七億円を計上するとともに、令和五年度の予算に  
おきまして、前年比三十三億円増の五千九百十七

億円を計上したところではございます。

国立研究開発法人は本当に我が国の研究開発の  
中核を担つておりまして、引き続きまして、研究  
開発成果の最大化に向けまして全力で取り組ん  
でまいります。

是非、大島先生にも、引き続きまして御支援の  
ほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○大島分科員

しっかりと今後でも取り上げていき  
たいと思つております。

それで、最後の質問なんですけれども、私も  
様々な研究所を訪問する中で、やはり、五年で論  
文を書いてパーマネントの職を得る方、七年から  
八年かけて論文を書いてパーマネントになる方、  
そして、それを支える技師の集団が本当に必要で  
して、技師の集団が。ですから、研究を支える技  
師の存在が私は重要だと認識しています。

ですから、今までだと、国は五年、十年で研究  
した人ばかり拍手をしていたんですけれども、そ  
れを支える集団があつてこそ研究開発ができるも  
のですから、その点について、最後に御所見を伺  
わせてください。

○永岡国務大臣 私、やはり研究開発法人、伺  
いますと、研究者の方々のそばに技術者の方がつ  
いてしっかりとそれを支えているということが、ど  
ちらの場所に行きまして、声を大きくして、技  
術者が足りないというふうなお話も伺います。

そんな中、やはり技術職員というのは高度で専  
門的な知識、技術を有しております、研究者と  
ともに課題解決を担うパートナーとして重要な人  
材でありまして、キャリアパスの拡充など、活躍  
に応じた技術職員の処遇改善に関する取組とい  
うのは大変重要と考えております。

例えば、これは物材機構でございますが、技術  
職員に対しまして新たに独自の職制を整備いたし  
まして、その知見等に見合った待遇を提供するな  
どの取組を始めるとの承諾をしております。

文部科学省所管の八法人につきましては、令和  
五年度予算におきまして必要な予算の確保を行  
つたところではございますが、技術職員の人材育成

も、そして確保も含めまして、引き続き、研究開発法人、成果の最大化に向けて取り組んでまいりたいです。

○大島分科員 大臣、御答弁ありがとうございます。ここで終わります。どうも失礼いたします。

○大野主査 これにて大島敦君の質疑は終了いたしました。

次に、城井崇君。

○城井分科員 立憲民主党の城井崇です。

永岡文部科学大臣、今日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、教職員の働き方改革、特に長時間労働の是正について伺います。

教職員の働き方改革の関連法が施行されてから数年になります。大臣、長時間労働は是正をされたんでしょか。ここ最近も、新年度に入りまして、様々な報道が相次いでいます。

例えばということでは本年四月十九日の京都新聞の例を挙げますが、京都府教育委員会が、京都市を除く府内の公立学校教員の二〇二二年度勤務実態調査結果をまとめたというものでした。小学校を除く全校種で、前年度に比べ月平均の時間外勤務、いわゆる残業が三十分から四時間程度の減少ということでしたが、ただ、中学校は過労死ラインとされる八十時間を上回る約八十五時間ということでありまして、京都府の教育委員会は、勤務実態としては依然厳しい状況にあるとしている、こうした報道でした。

このほかにも同様の報道はたくさんあると思ひます。いまだに過労死ラインを超える状況は、やはり看過することができないというふうに考えます。

大臣、この長時間労働の是正状況についてどのように認識をされているか、お答えください。

○永岡国務大臣 文部科学省の調査結果では、時間外勤務は近年成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多くて、引き続きまして取組を加速させていく必要がある、そう

いう認識でおります。

このため、文部科学省におきましては、令和元年の給特法の改正を踏まえまして、勤務時間の上限等を定める指針を策定するとともに、教職員定数の改善や支援スタッフの充実、ICTを活用した業務効率化など、総合的に進めているところでございます。

今のお話にありました京都府の実態につきましても、詳細は承知してはおりませんが、京都府の教育委員会に伺いますと、教員の勤務実態は依然として厳しい状況、そういう認識であるということでございます。

今後は、令和四年度実施の勤務実態調査の結果等を踏まえまして、教師が教師でなければできない仕事に全力投球できますように、環境の整備を図ってまいりたいと思っております。

○城井分科員 今大臣から御答弁いただいた幾つかの方法をこれまでの数年間で取り組んできているわけでありまして、残念ながら、長時間労働は正はまだ成っていないという職場が多いというのは実態かというふうに思ひます。

そもそも、選ばれる仕事として教職員の現場がなっているかというところは厳しい、それがなぜか。

これまでも、教職員の働き方をめぐっては様々な裁判がございました。例えばということでは一つ挙げますと、勤務時間外の業務も労働基準法三十二条が定める労働であり、残業代を支払うべきだとして、埼玉県内の公立小学校に勤務する教員が埼玉県に対して約二百四十二万円の支払いを求めた、いわゆる埼玉超勤訴訟というものがございましたが、これについて、二〇二二年十月一日のさいたま地裁並びに二〇二二年八月二十五日の東京高裁の判決での教職員の労働時間、特に時間外勤務の部分ですが、について認定する業務内容が示されたところでありまして、この内容について国として適切と考えるか、大臣、認識をお聞かせいただけますか。

○永岡国務大臣 判決で示されました個々の具体的な業務が労働時間に該当するかにつきましては、裁判所におきまして、原告、被告から提出された証拠を精査して検討されるものでありまして、その認定の妥当性につきましては、私からお答えは差し控えていただきます。私からお答えは差し控えていただきます。当該裁判では、労基法の三十七条に基づきます時間外労働の割増し賃金請求権ではなくて、国賠法上の違法性が認められないとして判決がなされたものと聞いております。

○城井分科員 個別事例の見解は差し控えるということでは今おっしゃったかというふうに理解をいたしました。ただ、大臣、この埼玉訴訟は一例なんです。実際に時間外勤務として認められるか認められないか、その内容を見ていったときには、では、本当に教職員の仕事として時間外にこれはやらなくていいのか、自発的な勤務ということでは片づけていいということではない内容が随分あったのではないかとこのように思うわけですね。

そこで、幾つか伺います。

例えば、授業の準備にかかる時間は、どれぐらいの長さの時間を時間外労働として認めるかというところがあつたわけでありまして、これは、大臣が国の見解として聞かれたときに、じゃ、この授業準備にかかる時間はどれぐらい時間外労働として認めるというふうにお考えですか。

○永岡国務大臣 現在の給特法の下では、校務であつたとしても、校長からの指示に基づかず、所定の勤務時間外にいわゆる超勤四項目に該当するもの以外の業務を教師が行った時間は、これは勤務時間ではないが校務に従事している時間、そういう整理となっております。

○城井分科員 今、授業準備にかかる時間について聞いたわけですが、この授業準備というのは校務なんです。校務じゃないんですか。

○永岡国務大臣 それは校務でございます。

○城井分科員 では、校務を自発的な業務として片づけてしまつてもよろしいんですか。そういう

国の見解なんです。

○永岡国務大臣 これは校務でございます。

○城井分科員 自発的な業務で校務をやらせるということですか。校長が命じなければ、校務であっても自発的な仕事で片づけて、時間外労働として認めない、こういうことでしょうか。

○永岡国務大臣 現在の給特法の下では、校務であつたとしても、超勤四項目に該当するもの以外の業務を教師が行った時間というのは、勤務時間ではないけれども校務に従事している時間という整理となっております。

○城井分科員 そのゆがんだ解釈、それが教職員の現場の負担になっていることを申し上げたいと思ひます。

もう一つ伺います。

では、時間外の保護者対応は、時間外労働として認められますか。

○永岡国務大臣 これは、正規の時間外に保護者対応をしなくてよいのかということではございませぬが、これはやはり、正規の勤務時間の割り振りを適正に行いまして、原則、時間外勤務命令を命じないことなどによりまして、教師の健康及び福祉を確保するといった法律の趣旨からすると、保護者対応につきましても、原則、時間内に対応していただくことが望ましいと考えております。

これを実現するために、例えば、一部の教育委員会、学校におきましては、放課後は留守番電話に切り替えまして電話対応しないこととしたことなんかもありますし、対応時間を削減をしたということもございます。

文部科学省といたしましては、こうした好事例を周知することで、更なる学校の働き方改革を進めてまいりたいと思っております。

○城井分科員 大臣、そうしますと、保護者の方の仕事の現状、状況によつては、夜間にしか連絡が取れないケースがあると思うんですが、その場合は留守番電話対応で放置ということでしょうか。子供たちと向き合うときに、保護者さんの働き方が違つても、向き合つて対応するというのは